

## 市議会 6 月定例会 行政報告（6 月 1 2 日）

市議会 6 月定例会に当たり行政報告いたします。

### 令和 4 年度産地交付金の加工用米安定生産支援分の事務処理について

はじめに、令和 4 年度産地交付金の加工用米安定生産支援分の事務処理について御報告いたします。

加工用米安定生産支援分については、水稻農業者が需給調整により加工用米を栽培し、かつ、低コスト生産につながる取組を実施した場合に、国から農業者へ直接交付されるものであり、令和 4 年度から導入されたメニューであります。そのため、市において農業者への丁寧な説明や申請案内が必要であったところ、支援制度に係る情報提供などにとどめ、具体的な申請方法の周知や申請様式の提供などを怠り、結果として、一部の農業者の皆様が、交付金の受給要件を満たしているにもかかわらず、産地交付金を受け取ることができなかったものであります。

農業は、当市の基幹産業であり、農業者の皆様方の経営基盤の安定なくして当市の発展はありません。

このことから、市が新規に独自の補助事業を設け支援したいと考えております。

併せて、市に対する信用を損ねる結果を招いたことを重く受け止め、

担当課長を「戒告」の懲戒処分とするとともに、市長である私と副市長の給料月額を減額を行いたいと考えており、本件に関する関係条例の一部改正及び補正予算議案について、今定例会に提案しております。

該当する農業者の皆様にお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことを繰り返さぬよう、各所属長には職員の業務内容を再点検し、適切な指導を行うように指示したところであり、今後も市民の皆様のために汗をかける、気概を持った職員を育成するように指導してまいります。

### **松くい虫防除薬剤飛散事故に係る控訴審について**

次に、松くい虫防除薬剤飛散事故に係る控訴審について、御報告いたします。

令和元年6月7日に、渡邊党氏ほか1名が原告となり、当市を相手に提起された本件については、新潟地方裁判所新発田支部で裁判が進められ、令和4年3月30日に原告の訴えを棄却する判決が言い渡されましたが、これを不服とする原告が、令和4年4月11日に控訴状を提出したことにより、令和4年9月27日から東京高等裁判所で控訴審が進められておりました。

この控訴審につきましては、当市が委託事業として、平成28年6月8日に実施した紫雲寺地域の松くい虫防除事業において、薬剤散布地域に隣接する原告の所有地内にある無農薬栽培の果樹園に、薬剤が

飛散したとして、当市に、損害賠償金1512万2008円等の支払いを求めたものであります。

本年4月13日に控訴審の判決が言い渡され、判決主文は、「一、本件控訴を棄却する。二、控訴人の当審における予備的請求を棄却する。三、当審における訴訟費用は、すべて控訴人の負担とする。」ものであります。

これは、争点である松くい虫防除作業実施についての、市職員の故意又は過失及び国家賠償法第一条第一項の違法性と、市の説明義務違反があったとする控訴人の主張は認められず、また、控訴審が進む過程で、予備的請求として提出された憲法第29条第3項に基づく損失補償請求についても、控訴人の訴えは、いずれも理由がないので棄却するとしたものであります。

このように市の主張を全面的に認めていただいた判決内容となっておりますが、去る4月27日、控訴人が、上告状及び上告受理申立書を提出いたしましたので、東京高等裁判所及び最高裁判所の審理等の結果、上告審が開かれる場合に備え、引き続き、厳正に対処してまいりたいと考えております。

ただいま御報告いたしました件については、東京高等裁判所及び最高裁判所の上告審の審理等の結果により、判決の確定に伴う顧問弁護士への報酬支払い、または上告審に向けた委託契約の締結、着手金の支払い、最高裁判所への顧問弁護士及び市職員の旅費等の支払いが必

要となることから、詳細が決まりましたら、当該経費について、適切な時期に補正予算議案として提案したいと考えておりますので、あらかじめ御了承賜りますようお願い申し上げます。

## **最終処分場候補地の基本構想について**

次に、最終処分場候補地の基本構想について御報告いたします。

現在、金津地区にあります一般廃棄物最終処分場の新発田広域エコパークは、令和8年度に計画容量に達する見込みとなっております。このため、最終処分場の運営主体であります新発田地域広域事務組合において、新たな最終処分場の候補地の選定を進めてまいりましたが、この度、胎内市船戸集落にあります日本海東北自動車道建設時の土取場の跡地を検討地として、基本構想を策定することといたしました。

この基本構想は、必要な埋立容量の確保や、処分場として適切かなど、候補地となり得るかを調査するものであります。基本構想の策定に先立ち、隣接する当市の貝屋、小国谷、下坂町集落、胎内市の船戸、つつじが丘集落の住民の皆様に対して説明会を行っております。

最終処分場の建設は、地域住民の皆様のご関心が非常に高いことから、今後とも、胎内市と足並みを揃え、地域住民の皆様と十分な意思疎通を図って、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。